

公益社団法人難民起業サポートファンド

2022 年度事業計画書

2022 年 7 月 1 日～2023 年 6 月 30 日

はじめに

当社は、難民自身の持つ人材としての可能性や挑戦への意欲に注目し、難民の経済的自立を支えるべく活動している。

昨年度は、ウクライナでの危機に端を発し、日本での難民受け入れに対する関心が急激に高まった。しかし、依然として難民を取り巻く環境は厳しく、長期間に渡り安心して暮らしていける状況は、まだ生まれていない。特に、以前から日本に逃れてきている難民においては、安定した在留資格や生活を得ることには困難がある。その中で、当社としては引き続き過去に支援を行った難民起業家の事業状況を改善するための支援を中心に実施しつつ、新たに起業を考える難民への相談対応を実施した。

2022 年度においては、新型コロナウイルスの影響が次第に軽減する中で、既存の支援先を中心に既に起業をしている難民起業家への経営支援を行うとともに、新たな難民起業家を募集する企画を、国際機関などの協力も得ながら実施していく。

具体的な事業は、以下の通りである。

1. 公益目的事業

- (1) 難民等の起業に対する融資及び経営支援、ならびにマイクロファイナンスに関する調査、研究及び広く日本社会に向けたアドボカシー事業（公益目的事業 1）

- ・ 経営支援・資金貸付

日本に逃れて来た難民等（難民申請の結果人道配慮に基づく在留を認められた者や、難民申請中で就労許可を得ている者を含む）で、日本において自立した生活を営むために新たに事業を立ち上げたい、もしくは既に事業を立ち上げたが改善ないし成長させたいと考えている者を対象として、事業性資金の融資、および弁護士や税理

士、経営コンサルタント等専門家を含めた幅広い人々による日本の法制度・商習慣を始めとした包括的な経営支援を行う。

2022年度においては、引き続き既存の支援先の難民の経済状況の安定のために支援を行う。経営支援先としては3~5件（融資先を含む）を実現し、融資先となり得る事業を育て、また事業の成功に向けた伴走を行う。

また、新規の融資先を1件実施することを目指す。

そこでは、弁護士や税理士等の専門家を含むプロボノ・ボランティアとともに、経営支援（後述）を拡大し、より難民の起業への挑戦をスムーズとし、起業家増加に寄与する。

融資先決定は、これまでどおり、経営支援の一環として事業計画・資金計画の策定を支援し、融資申込書を個々の案件について作成させた上で、事務局から融資審査委員会に個別に申請し、融資可否を判断する。

融資先として通期で、計100万円程度を見込む。

- ・ 調査・研究、講演・出版

厳しい環境下での日本国内でのマイノリティ・生活困窮者の経済的自立の実現に寄与するため、当社団の事業からの経験を、日本社会に広く伝えられるよう、取材対応などの形で社会に伝える。また、当社団のウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア等を活用した広報活動も実施する。

(2) 国際機関との協働による生活困窮難民等の支援事業（公益目的事業2）

- ・ 新規の難民等の起業家を集めた事業構築支援プログラムの実現

難民等の経済的自立を目指し、難民の就労可能性を高めるべく、新規に起業に挑戦する難民等を対象として対象者を募集し、ビジネス構築をメインとした定型の支援プログラムを構築・実施する。

当事業においては、国際連合難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所もしくはその他団体、企業や研修機関と協力して実施する。

2. その他公益目的を達成するために必要な事業

(1) 関係諸団体とのネットワーク

非営利金融を円滑に実施できる制度構築を目指し、全国 NPO バンク連絡会やその他 NPO バンク、マイクロファイナンス機関等と随時情報交換を行い、当社団の事業へ反映し、また共同での社会への発信等を行う。また、難民起業家支援団体の国際的なネットワークである、英国 Centre for Entrepreneurship 主催の Refugee Entrepreneurship Network に引き続き参加し、情報交換を行い、事業に反映する。

(2) ファンドレイジング・広報活動

当社団の融資原資、および活動のための費用に充当するためのファンドレイジング活動を行う。

また、ファンドレイジング活動の一環として、学生や社会人を対象とした難民起業や難民支援、マイクロファイナンスについての学習機会を複数回実施し、同時に難民起業家の存在についての広報機会・支援者獲得機会にもつなげる。

(3) その他

その他、当社団の事業に必要な活動を行う。

以上